タクシーメーター装置検査済証の再交付の申請手続きについて

タクシーメーター装置検査を受検し、「タクシーメーター装置検査済証（以下「装置検査済証」という。)」の交付を受けている場合、その後、次表の理由により装置検査済証の再交付を受ける必要が生じたときは、「タクシーメーター装置検査済証再交付申請書」にその理由ごとに必要な書類を添えて、静岡県計量検定所宛て再交付を申請することができます。

装置検査済証の再交付を受けようとする理由	「タクシーメーター装置検査済証再交付申請書」に添付する書類
装置検査済証の紛失	添付書類なし
装置検査済証の汚れ、破損	・ 現在、交付を受けている装置検査済証
装置検査済証の水濡れ等による文字消え	・ 現在、交付を受けている装置検査済証
自動車登録番号又は車両番号の変更（車台番号は同一） （注）ナンバープレートの番号変更又は移転登録・定置場変更に伴う番号変更に限ります。一時抹消登録後の再登録に伴う番号変更の場合は、装置検査を受検してください。	・ 現在、交付を受けている装置検査済証 ・ 同一の自動車であることが確認できる自動車登録番号又は車両番号の変更前と変更後の車検証の写し、又は国土交通省運輸支局発行の詳細登録事項等証明書の写し
タクシー事業者の法人名の変更（法人格が同一の場合）	・ 現在、交付を受けている装置検査済証 ・ 法人名の変更が分かる法人の登記事項証明書の写し又は登記簿謄本の写し
自動車の譲渡による名義変更	・ 現在、交付を受けている装置検査済証 ・ 名義変更後の車検証の写し ・ 自動車登録番号又は車両番号が変更されている場合は、新旧の車検証の写し又は国土交通省運輸支局発行の詳細登録事項等証明書の写し

（注１）上記以外の理由により装置検査済証の再交付が必要な場合には、当所宛て御相談ください。

（注２）装置検査の際に交付した検査済証の記入に誤りがあった場合は、交付済みの装置検査済証と車検証等記入誤りが確認できる書類のみを当所宛て御提出ください。この場合、タクシーメーター装置検査済証再交付申請書の提出は不要です。

（この件に関する問い合わせ先、再交付申請書提出先）
静岡県計量検定所　検定課
〒421-1221　静岡市葵区牧ヶ谷 2078 番地
電話番号　054-278-8311